

相続登記手続に関する区民相談事業の実施について

令和6年4月より、不動産の相続登記が義務化されることに伴い、相続登記手続に関する区民相談のニーズが増えることが想定される。これらの区民ニーズに対応するため、既に実施している登記についての相談に加え、相続登記手続に関する相談事業を実施する。

1 相談名称

相続登記手続相談

2 実施主体と役割分担

(1) 中野区

当該相談事業の周知、予約受付及び相談日当日の窓口案内等

(2) 東京司法書士会中野支部

相談員の派遣及び相談に対する回答・助言

3 実施日時

毎月第4木曜日 午後1時から午後4時

4 実施場所

中野区役所1階専門相談室

5 相談員

東京司法書士会中野支部に所属している司法書士

6 当該相談事業の利用者等

中野区内在住者

なお、相談は無料とする。

7 今後の予定

(1) 予約受付開始日 令和4年7月21日(木曜日)

(2) 相談事業の開始日 令和4年7月28日(木曜日)